「工事費内訳書の作成にあたっての注意事項」

- 1. 原則として建設工事における入札案件はすべて、工事費内訳書を作成し、入札時に入札書と一緒に提出してください。
 - (1) 一般競争入札(事後審査型含む)に参加する場合
 - (2) 指名競争入札に参加する場合
 - (3) その他入札公告及び指名通知等において、工事費内訳書の提出を求めている案件 上記の競争入札等に参加する場合、あらかじめ工事費内訳書を作成し、入札書の提 出時に提出する必要があります。

このことは、入札公告及び指名通知等においても記載します。

- 2. 工事費内訳書は次のとおり作成してください。
 - (1) 記載事項は次のとおりです。
 - ア. 提出年月日(※ 開札日ではありません。作成日を記載してください。)
 - イ.入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印(※「代表者」には継続して委任を受けている支店長・営業所長等を含みます。また電子入札システムによるものは「代表者印」は必要ありません。)
 - ウ. 工事番号、工事名及び工事場所
 - エ. 工事費の内訳(※ 所定のレベルまで必要です。(2)をご参照ください。)
 - (2) 工事費の内訳の明細はここまで必要です。

工事費の内訳は、最低でも一番上位の項目からレベル2まで必要です。その工事に係る設計書(金抜き)の各項目に対応した単位、数量及び金額を記載してください。 ア. 土木関係工事(土木工事積算基準によるもの)

- (ア) 費目《レベル1》
- (イ) 工種《レベル2》 -

─ 工事費内訳書

- イ. 建築関係工事(公共建築工事積算基準によるもの)
- (ア)工事内訳《レベル1》
- (イ) 科目《レベル2》
- ウ. その他の工事(その他の積算基準) 工事の種類に応じ、ア又はイに準じて作成してください。
- (3) 内訳書は、用紙サイズはA4 (縦、横自由)とし、様式は、原則として閲覧用設計書(金額抜き) に準じて作成することとします。
- ※ ただし、特に必要がある場合は、工事担当課が別途指示します。 作成にあたり不明な点がある場合は、必ず事前に工事担当課に確認をしてください。所定のレベルまで記載がない場合、その者の行った入札は無効となります。

3. 上記2の工事費内訳書のほか、審査の段階で必要に応じ、積算の根拠となるレベル3 (土木工事においては種別(工種明細)、建築工事においては中科目)以下の工事費積 算書の提出を求めることがあります。

工事費積算書は、その工事の設計書(金抜き)のすべての明細に対応させて作成してください。作成した工事費積算書は低入札価格調査時、または談合情報が寄せられた場合においても、提出を求めることがあります。

この場合、指定した期限までに提出してください。

- ※ 提出を拒否した場合、又は、提出期限までに提出されなかった場合、その者の行った入札は無効となります。
- 4. 工事費内訳書・工事費積算書の作成にあたっては次の点に注意してください。
 - (1) 「出精値引 \triangle ×,×××円」、「端数処理 \triangle ×××円」等の経費の根拠が不明確となる記載をしないこと。
 - (2) 工事費内訳書において、別記に掲げる無効事由に該当する場合は、入札を無効とします。

また、第1回目の入札が無効となった者は、第2回目の入札に参加できません。

- (3) 談合情報が寄せられた場合は、提出された工事費内訳書、工事費積算書(以下「工事費内訳書等」という。)を公正取引委員会及び警察へ提出することがあります。
- (4) 一度提出された工事費内訳書等の書換え、引換え、変更、取消し又は撤回は認めません。
- (5) 提出された内訳書等は返却しません。

別記

提出された工事内訳書が次の事項に該当するときは、その入札を無効とする。

審査内容

- (1) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (2) 内訳書として提出された書類が白紙の場合
- (3) 内訳書に代表者の記名及び押印がない場合
- (4) 内訳書の工事価格 (消費税及び地方消費税を除く。)が入札価格と一致していない場合
- (5) 日付、工事番号、工事名、工事場所等に記入漏れがある場合
- (6) 内訳書の全部又は一部が提出されない場合
- (7) 他の建設工事の内訳書が提出された場合
- (8) 当該建設工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (9) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を明らかに使用していると認められる場合
- (10) 内訳書の記載すべき事項に記載がない場合
- (11) 内訳書の記載すべき事項に誤りがある場合
- (12) 内訳書の計算が間違っている場合
- (13) 一括して値引き又は減額の項目が計上されている場合(スクラップ控除等を除く。)
- (14) 正当な理由なく、発注者からの説明要求を拒否した場合
- (15) その他内訳書に不備がある場合

≪参 考≫

工事費内訳書等について

種 別	説明
工事費内訳書	指名競争入札において開札からただちに行われる再度の入札についての
	内訳書については、入札を午前中に実施したときにあっては当該入札の
	日の午後5時までとし、入札を午後から実施したときにあっては当該入
	札の日の翌開庁日の正午までとする。
	ただし、市長が提出期限を別に定めたときは、この限りではない。
工事費積算書	当該工事の設計書(金抜き)の全ての明細に対応させて作成する。
	以下の項目に該当した場合は積算書の提出を求めることが出来る。
	(1) 入札結果に不自然さがあると判断された場合。
	(2) 談合情報等が寄せられた場合。
	(3) その他、市長が特に必要と認めた場合。
	※提出期限は、その都度指定するものとする。